

法第40条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に関する基準

- (1) 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであることに関する基準（法第40条第1項第1号関係）
- 一 千葉県内に支援業務を行う区域があること
 - 二 支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の範囲が定められていること
 - 三 指定を受けようとする支援業務の範囲が定められていること
 - 四 支援業務を行うために必要な組織体制、人員体制が確保されていること
 - 五 支援業務に関する相談又は苦情等に応ずるための体制が整備されていること
 - 六 民法（明治29年法律第89号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の支援業務の実施に関する法令等を遵守するために必要な措置が講じられていること
 - 七 支援業務のうち債務保証業務については、次のいずれかに適合すること
 - イ 定款において、債務保証業務の実施に関することが定められていること
 - ロ 債務保証業務を実施しない場合においては、支援業務の概要に関する事項として、実際に行う支援業務の概要のほか、必要が生じた場合に債務保証業務を行う旨又は家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）の規定による登録家賃債務保証業者（以下「登録家賃債務保証業者」という。）との連携を図る旨が定められていること
 - 八 支援業務（債務保証業務を除く。）については、次のいずれかに適合すること
 - イ 定款において、支援業務の実施に関することが定められていること
 - ロ 支援業務の実施に関する事項として、支援業務の概要に関する事項に定められていること（ただし、債務保証業務以外の業務を実施しない場合においては、支援業務の概要に関する事項として、債務保証業務の概要のほか、必要が生じた場合に支援業務を行う旨が定められていること）
- (2) 支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることに関する基準（法第40条第1項第2号関係）
- 一 経理的な基礎を有するものである要件として次に掲げる基準に適合すること
 - イ 支援業務に必要な自主財源を有していること

- ロ 債務超過の状態にないこと
- 二 技術的な基礎を有するものである要件として次に掲げる基準に適合すること
 - イ 申請者は指定を受けようとする支援業務について過去5年以内（申請年度を含まない。）に実績があること
 - ただし、千葉県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）第7条の規定により市町村長から推薦された者については、この限りでない
 - ロ 指定を受けようとする支援業務について、当該業務の実務経験を有する職員が実際の支援業務に関与するものであること
 - ハ 支援業務のうち、取扱要領第3条第1項第1号に掲げる相談対応及び住宅確保要配慮者に対する居住支援サービスのコーディネートに関する業務を行う者として指定を受けようとする場合においては、県内の当該支援業務を行う区域内（複数の区域にわたる場合は、隣接する区域内）に当該支援業務活動の拠点となる事務所等が設置されていること
- (3) 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることに関する基準（法第40条第1項第3号関係）
 - 一 指定を受けようとする法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、以下に掲げる者でないこと（ただし、ルに掲げる事項については、指定を受けようとする者が自ら又は委託により債務保証業務を実施しようとする場合に限り適用する。）
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であるとき
 - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ハ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 二 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- ホ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - ヘ 成年被後見人又は被保佐人であるとき
 - ト 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき
 - チ 禁固以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき
 - リ 法第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取り消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取り消しの日から2年を経過しない者を含む。）であるとき
 - ヌ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからリのいずれかに該当する者であるとき
 - ル 債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和58年法律第32号）第21条第1項（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項及び第24条の6において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者であるとき
- (4) 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることに関する基準（法第40条第1項第4号関係）
- 一 組織内において、支援業務とそれ以外の業務をそれぞれ独立した部署で行うなど、他の業務との分離がなされていること
 - 二 自ら又は委託により債務保証業務を行う場合は、債務保証業務及びこれに附帯する業務に係る経理について特別の勘定を設け、それ以外の業務の間で経理が区分されていること
 - 三 居住支援以外の業務で営利を目的とする事業（営利目的に繋がる事業を含む）が

- 組織内にある場合は、前各号の規定によるほか、個人情報の管理を区分することなどにより、個人情報等の二次利用を防止する措置が講じられたものであること
- (5) 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであることに関する基準（法第40条第1項第5号関係）
- 一 支援業務の実施のための意思決定がなされていること
 - 二 住宅確保要配慮者に対し、特定の政治、宗教その他の思想を強要しない措置が講じられていること